



答申第 438 号
平成 26 年 5 月 26 日

神戸市教育委員会
教育長 雪村 新之助 様

神戸市個人情報保護審議
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 5 月 26 日付け神教委企第 156 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

高等学校等就学支援金事務に係る電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 高等学校等就学支援金事務の実施にあたり、別紙に掲げる個人情報を全国共通のシステムを利用して電子計算機処理を行うことは、当該支援金事務の迅速・効率的な実施が可能となり、市民サービスの向上が図れることから公益に資すると認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

高等学校等就学支援金事務に係る電子計算機処理について
(条例第 11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【対象となる情報】

(システムに登録する情報)

都道府県 I D

設置者区分 (1:公立 2:私立 3:国立)

設置者コード

設置者名

学校コード

学校種・課程等

学校名

月額授業料

(学校が入力する情報)

通し番号

生徒氏名

ふりがな

生年月日

住所

開始年月日

授業料額 (月額)

減免額 (月額)

支給限度期間

保護者の所得確認 (1:市民税所得割額 2:確認不可 (海外赴任等) 3:未提出 (書類不備))

保護者の市町村民税所得割額

備考

(兵庫県教育委員会とのやりとりにより作成される情報)

認定番号

生徒氏名

ふりがな

認定可否 (可・不可)

認定可否の理由

支給額 (月額)

加算額 (月額)

総支給額 (月額)

所得確認期間

文書番号

認定日

生年月日

住所

開始年月日

授業料額 (月額)

減免額 (月額)

支給限度期間

受給資格消滅年月日

消滅理由

入学年月

備考